



国土交通省

お知らせ

資料提供先：米子市政記者クラブ

平成30年4月19日

日野川河川事務所管内で初めての指定！

～「河川協力団体」指定証の伝達式を行います～

日野川河川事務所では管理する日野川及び法勝寺川、菅沢ダム区間において河川協力団体を募集し、平成30年3月8日に事務所管内で初めてとなる下記団体を「河川協力団体」として指定しました。

つきましては、平成30年4月24日（火）13時より日野川河川事務所3階会議室において、指定証の伝達式を行います。

◇平成29年度指定
河川協力団体<日野川>

・特定非営利活動法人 ^{さきも}未来守りネットワーク

【河川協力団体指定制度の概要】

河川協力団体制度は、平成25年の河川法改正に伴い新設され、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものです。

河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

●詳細資料：別紙のとおり

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局

日野川河川事務所

副所長（技術）

いわた まなぶ

岩田 学

たけうち しんたろう

武内 慎太郎

調査設計課長

TEL 0859-27-5484（代表）

日野川「河川協力団体」指定証伝達式

日時：平成30年4月24日（火） 13:00～13:20

場所：鳥取県米子市古豊千678
国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所
3階会議室

次 第（案）

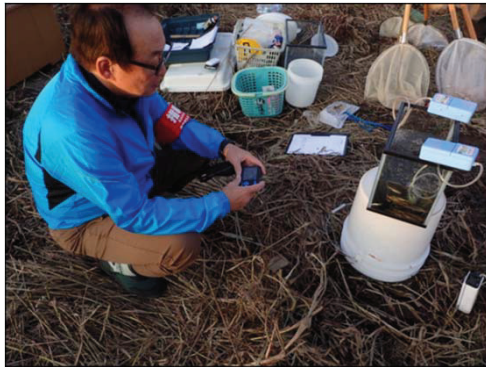
1. 開 式
2. 指定証伝達（交付）
指定河川協力団体
◎特定非営利活動法人 さきも 未来守りネットワーク
3. 日野川河川事務所長あいさつ
4. 閉 式
5. その他（記念写真撮影）

平成29年度 河川協力団体指定(日野川水系 日野川河川事務所) 特定非営利活動法人 未来守りネットワーク 指定番号第19号

特定非営利活動法人未来守りネットワークは、鳥取県・島根県に跨がる中海圏域の住民に対して、環境浄化活動、まちづくり事業及び芸術文化、スポーツを愛する青少年育成に関する事業を行い、住民主体の地域社会の活性化と発展に寄与することを目的としている団体です。

主な活動として、日野川流域で絶滅危惧種(ミナミアカヒレタビラ)の調査、海藻肥料による地域再生や河川の水質浄化に関する講演会等を行っています。

主な活動内容



絶滅危惧種調査状況



「海藻肥料の現状と地域再生」に関する講演



絶滅危惧種(ミナミアカヒレタビラ)



海藻肥料を利用した田植えイベント

■平成29年度指定 河川協力団体(日野川河川事務所)

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
						上流端	下流端
国(中国地方整備局) 第19号	平成30年3月8日	特定非営利活動法人 未来守りネットワーク	鳥取県境港市大正町 38番地	日野川	日野川	左岸:鳥取県西伯郡伯耆町莊字土手ノ内29番の7地先	河口
						右岸:鳥取県西伯郡伯耆町宮原字宮ノ上ミ226番の8地先	河口
					法勝寺川	左岸:鳥取県西伯郡南部町大字鴨部字下河原1611番の1地先	日野川への合流点
						右岸:鳥取県西伯郡南部町大字鴨部字下河原1617番の1地先	日野川への合流点
					印賀川 (菅沢ダム区間)	左岸:鳥取県日野郡日南町大字印賀字下釜山208番の1地先	左岸:鳥取県日野郡日野町大字福長字御崎原1164番地先
						右岸:鳥取県日野郡日南町大字印賀字下釜山202番の1地先	右岸:鳥取県日野郡日野町大字福長字奥河原1183番の1地先
					中原川 (菅沢ダム区間)	左岸:鳥取県日野郡日南町大字菅沢字河原田827番地先	印賀川への合流点
						右岸:鳥取県日野郡日南町大字菅沢字作右衛門受殿蔵上ミ853番の3地先	印賀川への合流点
					秋原川 (菅沢ダム区間)	左岸:鳥取県日野郡日南町大字菅沢字寺田758番の2地先	中原川への合流点
						右岸:鳥取県日野郡日南町大字菅沢字釜元470番の1地先	中原川への合流点

河川協力団体制度の概要

参考

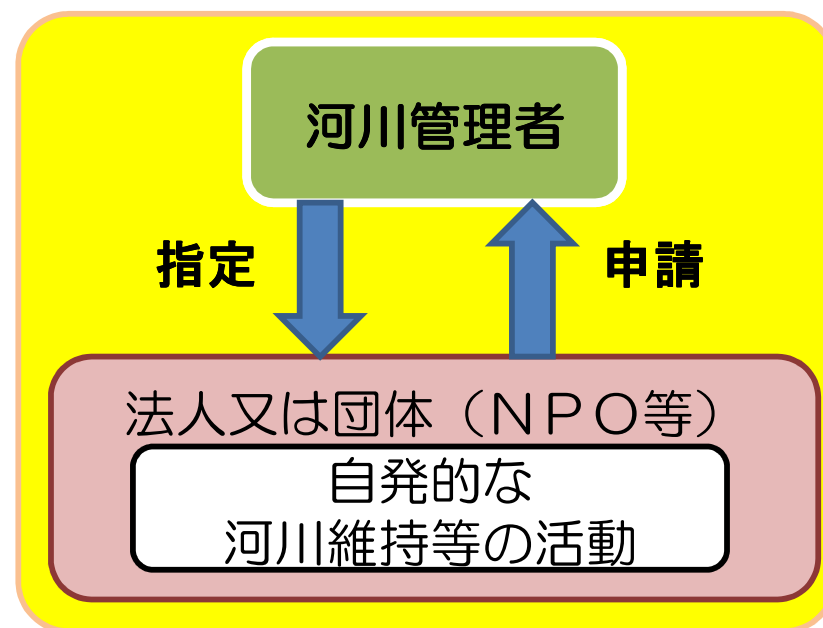
「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設され、平成29年6月19日に一部改正されました。

河川法

- 第58条の8（河川協力団体の指定）
- 第58条の9（河川協力団体の業務）
- 第58条の10（河川協力団体の河川管理者による援助への協力）
- 第58条の11（監督等）
- 第58条の12（情報の提供等）
- 第58条の13（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9

河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ピオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法 第58条の13 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

河川法 第99条（地方公共団体等への委託）

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの（次項において「地方公共団体等」という。）に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体へのみ
委託可能

拡大

【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するもの
に委託可能

《委託の例》

① 「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

② 「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備



魚道の改良